

監 査 報 告 書

令和7年5月23日

学校法人島田学園 理事会 御中

学校法人島田学園

監 事

鶴木 文司

監 事

北川 雅之

私たちは、学校法人島田学園の監事として、私立学校法第52条第3号に基づく監査報告を行うため、学校法人島田学園寄附行為第24条の規定に従い、同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査は、理事会その他重要な会議への出席のほか、理事長及び事務局からの業務報告聴取、重要書類等の閲覧など必要と思われる手続きを実施しました。

監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況は、いずれも適正に行われていることが認められました。